

西宮市営住宅等の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市営住宅等について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

青木町住宅 ほか65施設

(西宮市青木町11番23号 ほか)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 日本管財 株式会社

代表者 代表取締役社長 福田 慎太郎

所在地 西宮市六湛寺町9番16号

3. 指定管理者に行わせる業務

(1) 入居・退去に係る業務

(2) 家賃等収納に係る業務

(3) 一般管理に係る業務

(4) 駐車場管理に係る業務

(5) 施設の維持修繕に係る業務

(6) 建替・廃止統合による入居者移転に係る業務

(7) その他市が指定する業務

4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで